

新型コロナウイルス感染症に係る南伊勢町議会緊急決議

今般の新型コロナウイルス感染症について、4月16日に政府から全国に「緊急事態宣言」が発出され、三重県でも「三重県緊急事態措置」が図られている。南伊勢町においても、町民の命・健康・生活を守るための重要な局面にある。

南伊勢町議会では、南伊勢町議会基本条例（平成27年6月23日条例第26号）に則り、議員一人ひとりが、町民の負託に応えるべく、日々議員活動を行っているが、こうした危機の時にこそ、これまで以上に、町民・町内事業者の不安や思いに寄り添い、オール南伊勢の姿勢で積極的に事に臨む必要がある。

以上を踏まえ、下記の通り決議する。

記

- (1) 南伊勢町議会として、以下の通り行動する。
 - ① 町民の命・健康・生活を守ることを最優先に活動する。
 - ② 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に十分に配慮しつつ、町民・町内事業者の生の声を拾い、速やかに町執行部等と情報共有を図り、今後の各種取組や支援策に活かす。
 - ③ 国・県・町等が実施している各種取組や支援策について、あらゆるルートを活用して、スピード感を持って周知・広報を図る。
 - ④ 新型コロナウイルス感染症の影響により売上げの減少等が見られる南伊勢町製品の消費拡大に向け、積極的に行動する。
 - ⑤ 町民・町内事業者の現在の状況に思いを致すとともに、町の厳しい財政状況を踏まえ、今後3か月間の議員報酬を毎月20%削減する。

- (2) 南伊勢町議会として、以下の点について町執行部に緊急要望する。
 - ① 町民の命・健康・生活を守るべく、スピード感のある決断・実行を旨とすること。
 - ② 町民の命・健康を守る感染防止局面、町民の生活を守る緊急措置局面、経済活動の回復に向けた対策を行うV字回復局面と、各局面に応じて適切にかつ切れ目なく対応を図ること。
 - ③ 厳しい財政状況を踏まえ、国・県で実施している各種取組や支援策について最大活用を図ること。また、町民・町内事業者が理解しやすい、利用しやすい広報や支援を行うこと。

以上、決議する。

令和2年4月28日

南伊勢町議会